

特別会計見直しの考え方について

所管	国土交通省	会計（勘定）	自動車安全特別会計 自動車検査登録勘定
----	-------	--------	---------------------

（１）行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）について

① 措置内容

- 1 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、平成 20 年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。
- 2 その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。

② これに対する現時点での考え方

- 1 平成 20 年 4 月 1 日、自動車検査登録特別会計を廃止し、自動車検査登録勘定として自動車安全特別会計に統合。
- 2 自動車検査登録勘定は、国が自ら事業を実施する自動車検査登録業務に係る手数料を歳入とし、当該業務に係る費用を歳出とする特別会計である。

<国の行う自動車検査・登録業務の範囲>

国の行う自動車検査・登録業務の範囲についての考え方は、以下のとおり。

- 行政のスリム化や効率化を図るため、国が行うこれら業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を、独立行政法人（自動車検査独立行政法人）に移管することを検討する。（検査業務については、既に保安基準適合性審査（公権力の行使を伴わない事実行為）事務を、平成 14 年から自動車検査独立行政法人が実施。）
- 国民の安全の確保と財産権の保護を図り、国際条約上の国民利益を確保するため、自動車の検査の可否の判定（安全基準等に適合することの公証）、自動車の登録（所有権の公証）の行為は、国が公権力の行使として実施

<自動車検査登録勘定の取扱い>

上記の方針の下、引き続き国が検査登録業務の実施主体となることや、自動車検査登録勘定の受益と負担の関係性は現状と変わらないことから、同勘定については、これを維持することとする。

なお、特別会計改革に関するとりまとめ（平成 25 年 6 月 5 日行政改革推進会議）において、「国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠であるものを除き、民間又は独立行政法人等に事業を移管した上で廃止するなど、見直しを行う。」とされている。

【勘定を維持する必要性】

- ・ 現行の制度においては、自動車検査登録業務に係る自動車ユーザーの受益と負担が明確になっているが、これが一般会計化された場合は、負担に対する根拠が不明確となる。
（自動車ユーザーや関係業界の理解を得ることは困難）
- ・ 検査施設改修や MOTAS 改修、OSS 整備といった検査・登録サービスの高度化・効率化のために不可欠な支出について、一般会計化された場合は弾力的な対応が困難となり、自動車ユーザーの利便向上や負担軽減のための施策の推進が困難となる。

(2) 特別会計改革の基本方針(平成 24 年 1 月 24 日閣議決定)について

これに対する現時点での考え方(これに即した対応が困難と考える場合には、その理由を明記。)

特別会計改革の基本方針(平成 24 年 1 月 24 日閣議決定)において、自動車検査登録勘定については、以下の方針が示されていたところ。

- ・ 自動車検査登録勘定については、自動車検査・登録業務に係る独立行政法人改革の結果である新法人の設立に合わせて平成 27 年度までに廃止し、一般会計に統合する。
- ・ 自動車検査・登録業務は、独立行政法人改革の結果を踏まえ、独立行政法人の業務と一体化するなど、更なる業務の効率化を含めた新法人設立後の制度の在り方について、平成 24 年度中に検討し、平成 25 年の通常国会に法案を提出する。

ただし、これらの内容は、平成 25 年度予算編成の基本方針(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)により凍結・再検討とされている。

これに対する考え方については、(1) ② 2 に同じである。

(3) (1)～(2)を踏まえた各府省としての特別会計見直しの考え方について

(1) ② 2 に同じである。

<記載要領>

1. (1) については、「行政改革の重要方針」のうち、当該特別会計の見直しに関連する記述について記載の上、現時点での考え方を記載してください。
2. (2) については、「特別会計改革の基本方針」のうち、当該特別会計に関連する記述について記載の上、現時点での考え方を記載してください。
3. (3) については、現時点における特別会計見直しの考え方について記載してください。

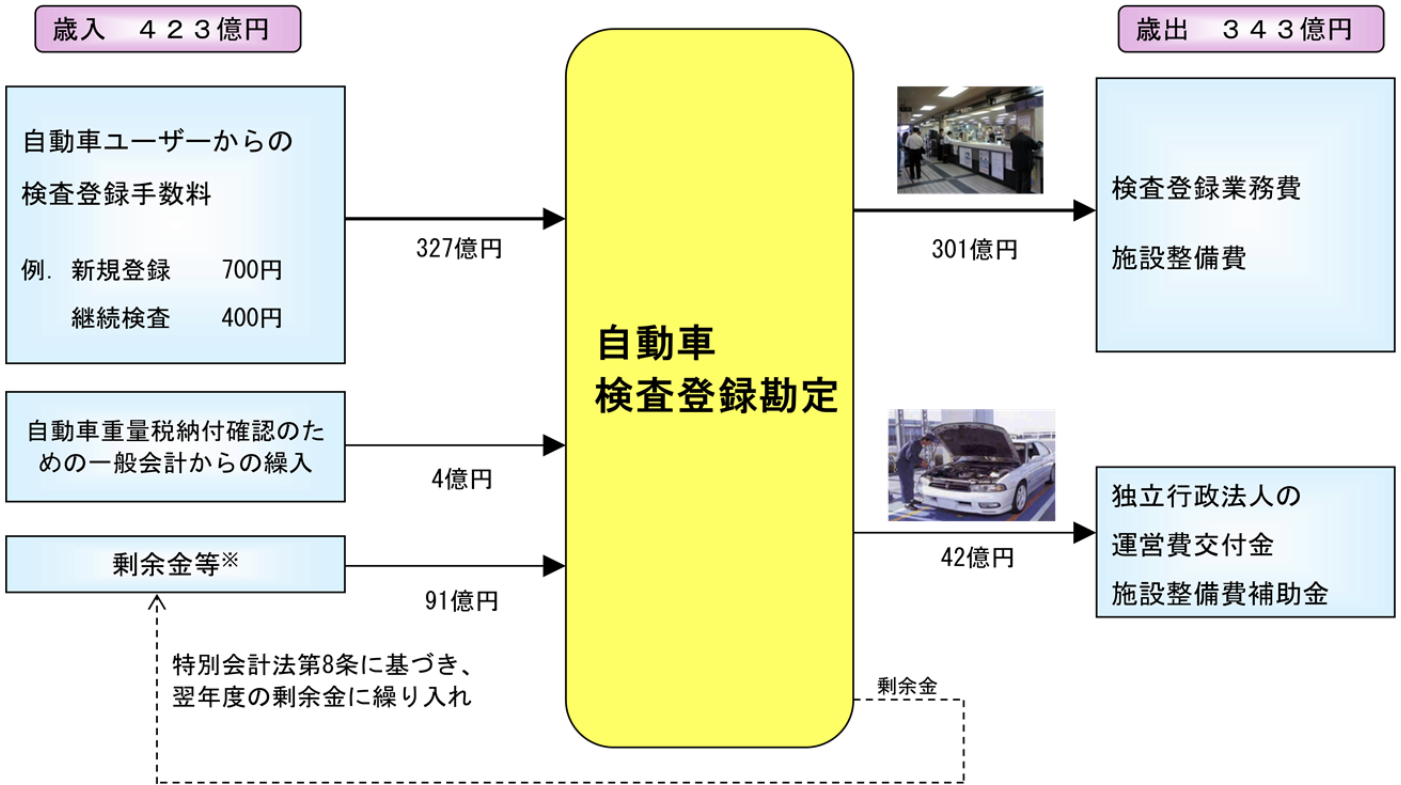
会計	自動車安全	勘定	自動車検査登録		
担当府省	国土交通省	担当部局・課室	自動車局総務課	作成責任者	松本 年弘

設置の経緯 (沿革及びその後の変遷)	<p>・昭和39年、自動車の激増に対処し、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善を図るために自動車検査登録特別会計として設置。</p> <p>・平成20年4月1日、自動車検査登録特別会計を廃止し、自動車検査登録勘定として自動車安全特別会計に統合。</p>
設置の趣旨	<p>昭和39年、自動車の激増に対処し、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善を図るために特別会計として設置された。当該業務は自動車を保有・使用することによる受益と、これに係る行政上の業務執行に関する負担の関係を明確にするために一般会計と区分経理を行い、その費用を受益者たる自動車ユーザーからの手数料で全て賄っている。</p>
制度／事業の概要	<p>【目的】 自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を財源として、自動車の安全確保・環境保全対策、国民の財産権の保護等に必要な経費を支出。</p> <p>【制度／事業内容】 自動車の検査・登録、指定自動車整備事業者の指定等、自動車の安全確保・環境保全や国民の財産権の保護のための業務を実施。</p>
一般会計・他勘定と区分経理している理由	<p>【1 一般会計と区分経理している理由】 本勘定は受益者である自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を歳入とし、自動車の安全確保・環境保全対策、国民の財産権の保護等に必要な経費を歳出しており、施設改修やMOTAS改修、OSS整備等、当該業務に係る経理の弾力的な運用や円滑化を図るため、一般会計と区分経理している。</p> <p>【2 受益と負担の関係】 本勘定は受益者である自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を財源として、自動車の安全確保・環境保全対策、国民の財産権の保護等に必要な経費の全てを支出しており、受益と負担の関係は明確である。</p> <p>【3 他勘定と区分経理している理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障勘定は、自動車ユーザーが負担した保険料の賦課金を財源として、再保険契約に基づく再保険金の支払及び無保険車、ひき逃げによる事故の被害者の救済として保障金の支払を行うという原因者負担の考え方にに基づき制度設計されているものであり、自動車検査登録勘定と性質を異にするものであるため、同一にすることは適当でない。 ・自動車事故対策勘定は、ユーザーが支払った保険料の運用益を財源として、事故による重度後遺障害者の被害者救済対策等を実施するという原因者負担の考え方にに基づき制度設計されているものであり、自動車検査登録勘定と性質を異にするものであるため、同一にすることは適当でない。

そ の 他 特 記 事 項	
------------------	--

歳出の内容・財源（資金フロー図）

（平成 25 年度予算）



※剰余金その他、保障勘定及び自動車事故対策勘定からの繰入（12億円）を含む。
 これらは保障及び自動車事故対策に係る業務の人件費及び事務費の財源である。

特別会計で実施する事務事業の概要（歳入・歳出概要）

1. 歳 入

（単位：億円）

項 目	平成 22 年度 （予算）	平成 23 年度 （予算）	平成 24 年度 （予算）	平成 25 年度 （予算）
検査登録手数料収入	335	331	332	327
他会計より受入※	7	6	4	4
独立行政法人納付金収入	—	2	—	—
他勘定より受入	13	12	12	11
雑収入	3	9	4	1
前年度剰余金受入	53	31	45	80
歳 入 合 計	412	391	397	423

※「自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費」の財源に限定して、一般会計から繰入れを行っている。（特別会計に関する法律第215条第2項）

2. 歳 出

（単位：億円）

項 目	平成 22 年度 （予算）	平成 23 年度 （予算）	平成 24 年度 （予算）	平成 25 年度 （予算）
独立行政法人経費	50	34	44	42
業務取扱費	333	341	286	288
施設整備費	12	6	6	10
予備費	3	3	3	3
歳 出 合 計	398	384	338	343

（注）予算額は、補正後予算額である。

3. 定員の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年度末定員数（人）	1,655	1,624	1,585	1,543
前年度比増▲減	—	▲31	▲39	▲42

※特会定員には、本省及び地方運輸局の定員を含む。

【1. 剰余金の推移】

(単位：億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算時の歳入歳出差額	15	14	8	59	79
決算における剰余金額	72	60	54	—	—
(処理方法)					
積立金への積立	0	0	0	—	—
翌年度歳入への繰り入れ	72	60	54	—	—
一般会計歳入への繰り入れ	0	0	0	—	—

(参考) 一般会計からの繰り入れ実績

(単位：億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一般会計からの繰入額(実績)	8	7	6	4	—

〈一般会計からの繰り入れの名目、用途等〉

「自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費」の財源に限定して、一般会計から繰り入れを行っている。(特別会計に関する法律第215条第2項)

【2. 剰余金の発生理由】

剰余金は収納済歳入額と支出済歳出額の差額のことであり、その発生理由は、歳入にあつては予算を上回る収入があつたこと、歳出にあつては翌年度への繰越及び契約差金等の不用により支出減が生じたこと等による。

〈23年度決算剰余金の詳細〉

【歳入】前年度剰余金収入の増(29億円)＋独立行政法人納付金収入の増(1億円)－検査登録手数料の減(6億円)－他勘定より受入の減(3億円)－雑収入の減(2億円)＝19億円(①)

【歳出】前年度からの繰越事業の執行による支出増(1億円)－翌年度への繰越による支出減(1億円)－退職者及び退職手当の平均支給額が予定を下回つたことによる退職手当等の支出減等(27億円)＝▲27億円(②)

【剰余金】予算時の歳入歳出差額(8億円)＋①－②＝54億円(H23剰余金)

【1. 積立金の名称】

【2. 積立金を保有する目的】

【3. 積立金の原資】

【4. 積立金の推移】

(単位：億円)

	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末予定
積立金額					
対前年度比較増▲減					

【5. 積立金取り崩しの実績】

年度	取り崩し理由	金額(億円)

剰余金

積立金

資産・負債の状況（平成 23 年度特別会計財務書類）

（単位：億円）

自動車検査登録勘定

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	60	54	未払金	0	0
たな卸資産	7	7	保管金等	-	0
未収金	4	4	賞与引当金	8	7
前払費用	0	0	退職給付引当金	344	318
貸倒引当金	△ 2	△ 2			
有形固定資産	801	754			
国有財産（公共用財 産を除く）	798	751			
土地	661	630			
立木竹	2	2			
建物	86	83			
工作物	46	35			
建設仮勘定	0	0			
物品	3	2	負債合計	353	326
無形固定資産	23	35	<資産・負債差額の部>		
出資金	281	264	資産・負債差額	823	792
資産合計	1,176	1,118	負債及び資産・ 負債差額合計	1,176	1,118